2026 年（令和 8 年）7 月

不燃木材技術委員会　設立趣旨

不燃木材技術委員会
委員長 永井香織
（日本大学　生産工学部建築工学科教授）

謹啓

我が国における木材の防火性能評価は、建築基準法施行令第 108 条の 2 に基づく「不燃・準不燃・難燃」材料の枠組みのもと、無機系材料を中心に発展してきた。平成 12 年の建築基準法改正により、木材・木質材料に対する難燃薬剤処理製品の大臣認定制度が開始され、木材に新たな防火性能を付与する技術革新が進展した。しかし、個別認定製品ごとの仕様差や情報の不確実性により、利用者側の期待と不安が個別対応化し、不適正な流通や白華・液だれ等の不具合が市場全体の信頼性を損なう状況も生じてきた。

こうした課題に向き合うため、2019 年 11 月に「不燃木材外装委員会」が設立され、2026 年 3 月までの約 6 年半にわたり活動を継続し、第 33 回（2026 年 4 月 6 日）をもってその役割を終えた。

同委員会は、屋外外装における不燃木材の課題整理、品質管理の実態把握、白華・液だれ等の現象分析、情報共有の促進など、多くの成果を積み重ねてきた。

一方で、令和 3 年の「都市の木造化推進法」の施行に象徴されるように、木材利用の社会的要請は急速に高まり、従来の枠組みだけでは対応しきれない新たな課題も顕在化している。

経済産業省は難燃処理木材に関する JIS 開発を進め、令和 6 年には国土交通省住宅局より、大臣認定取得者に対し JIS A 9011 に沿った品質管理の推奨が通知された。

さらに、令和 7 年度には経済産業省「エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業（省エネルギー等国際標準開発）」として、難燃薬剤処理木質材料に関する標準化調査が実施された。本調査では、生産管理の実態、環境条件による性能変動、情報不足、屋外外装における適正仕様、リサイクル対応など、品質確保と市場拡大に向けた重要な論点が体系的に整理された。

また、一般社団法人日本建築学会 内外装工事運営委員会・難燃薬剤処理木材調査 WG との連携により、学術的知見と実務的課題の統合が進み、標準化・品質評価・メンテナンスに関する議論が深化している。

これらの成果と課題を踏まえ、旧委員会の活動を継承しつつ、より広い視野と新たな体制のもとで再スタートを切る必要があると判断した。

不燃木材技術委員会は、以下を主要目的として設立する。
①品質の確保と向上：生産管理・品質管理・性能評価の高度化
②標準化の推進：実態に即した管理手法や使用基準の整備、制度との整合性の検討
③情報整理と体系化：技術書・マニュアル・事例集等の整備による情報基盤の構築
④メンテナンス・リサイクルの確立：白華・液だれ等への対応、維持管理手法、循環型利用の検討
⑤使用環境ごとの適正仕様の検討：環境条件に適した耐久性と防火性能の最適化を図る
⑦行政・学会・業界団体との協働基盤の強化：経済産業省事業の成果活用、日本建築学会との連携深化
⑧木材利活用の健全な普及：市場の信頼性向上と建築材料としての価値向上
また、委員会は常にメンバー構成を見直し、必要な専門性を有する人材を招聘しながら、開かれた議論と協働を推進する。これにより、木材利活用が拡大する社会的潮流に対し、真摯に向き合い、材料群としてのクオリティ向上と市場の健全な発展に寄与することを目指す。

謹白